

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

1 共通事項

省令第12条の2並びに第13条第1項第1号、第1号の2及び第2項に規定するスプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱いは、次によること。

- (1) 省令第12条の2で定める一定の区画（以下この項において「12条の2区画」という。）は、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物の全部又は同表(10)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の全部を区画する必要があることから、例えば、第9-1図の例に示すとおり、居室Bが一定の区画を有することのみによって、居室B部分がスプリンクラー設備を設置することを要しない構造とはならないこと。

(防火対象物の全体にスプリンクラー設備の設置が必要となる例)



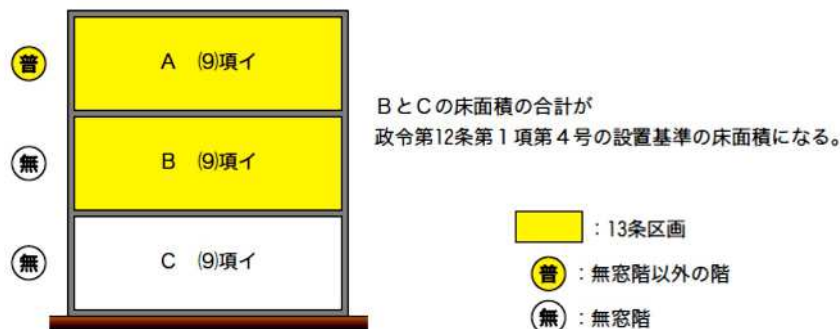
【第9-1図】

- (2) 省令第13条第2項で定める一定の区画（地階及び無窓階を除く。以下この項において「13条区画」という。）は、政令第12条第1項第3号及び第12号についてはスプリンクラー設備の設置を要する部分から除外できるとし、同項第4号、第10号及び第11号についてはスプリンクラー設備の設置基準の床面積から13条区画された部分を除外できるものであること。（第9-2図参照）

(政令第12条第1項第3号の適用を受けるもの)



(政令第12条第1項第4号の適用を受けるもの)

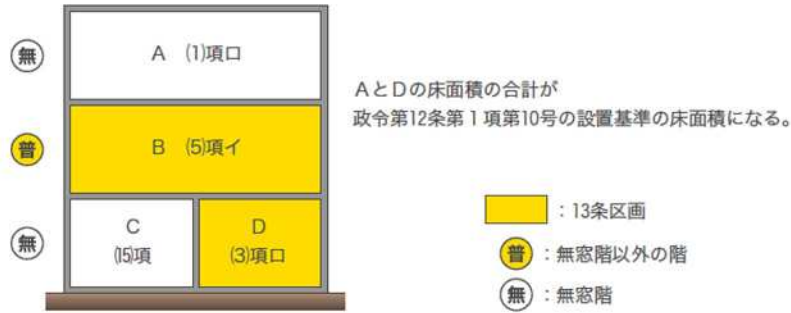


尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

(政令第12条第1項第10号の適用を受けるもの)



(政令第12条第1項第11号の適用を受けるもの)



【第9-2図】

(3) 12条の2区画は、地階及び無窓階においても適用することができること。

(4) 13条区画は、2以上の階にわたらないこと。

(5) 省令第12条の2第1項及び第2項に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居室のほか、各用途の取り扱いは、次によること。

なお、居室の判断は、使用実態を考慮し、決定すること。

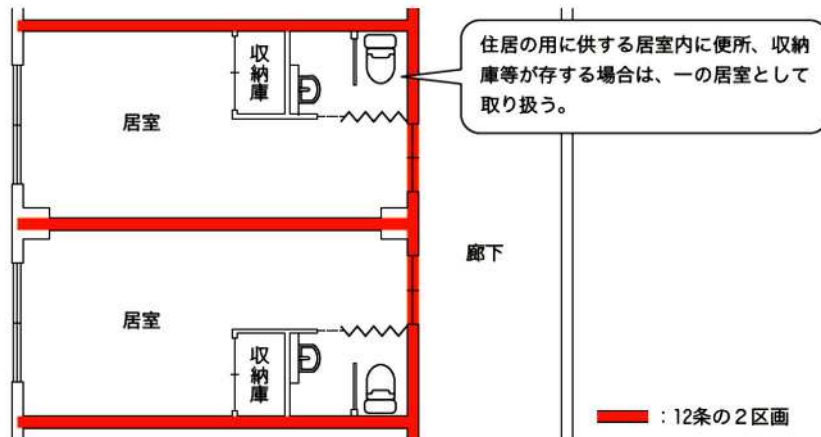
ア 住居又は病室の用に供する居室内に便所、風呂、洗面所、収納庫等が存する場合は、一の居室として取り扱う。(第9-3図参照)

イ エントランス、廊下その他の通路に付随する談話コーナー(集会、娯楽の目的で、継続的に使用する室形態のものを除く。)は、居室に含まれないものとする。(第9-4図参照)

ウ 浴室及び脱衣室は、多数の入所者が継続的に使用する場合は、居室として取り扱う。

エ 食堂及び厨房は、居室として取り扱う。

オ 機能訓練室は、居室として取り扱う。



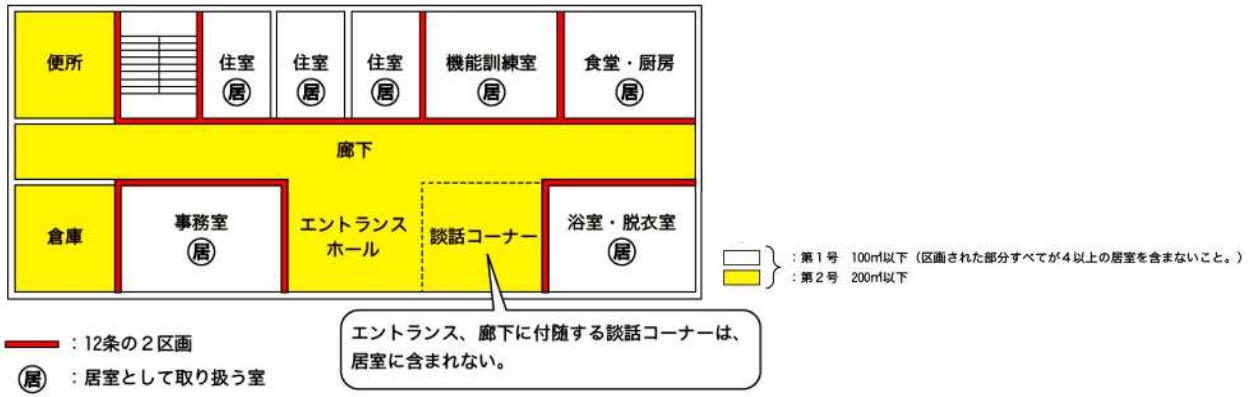
【第9-3図】

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

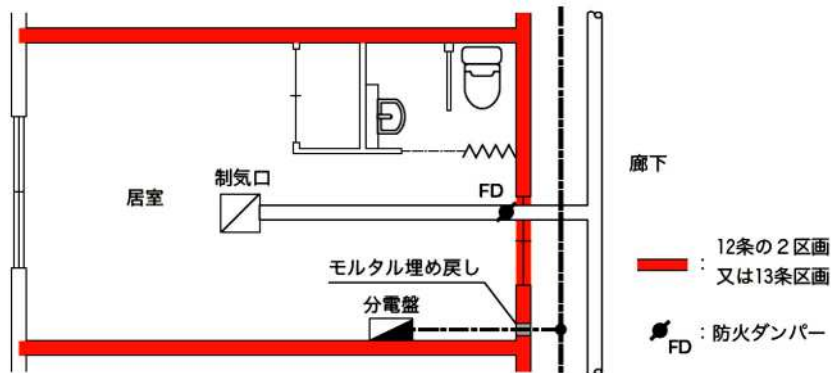
(政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物の例)



【第9-4図】

(6) 12条の2区画又は13条区画された部分に給水管、配電管その他の管が、当該区画の壁又は床を貫通する場合には、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。(第9-5図参照)

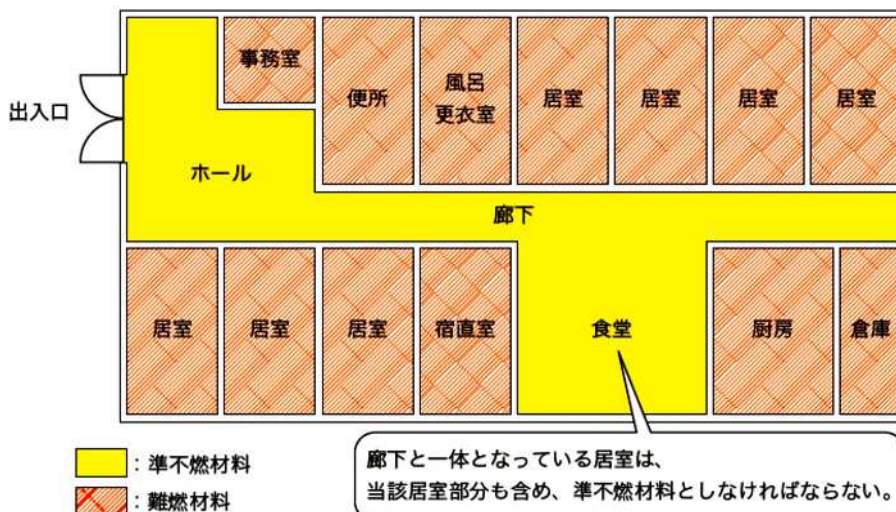
(7) 12条の2区画又は13条区画された部分に換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。(第9-5図参照)



【第9-5図】

(8) 省令第12条の2第1項第1号口及び同項第2号口並びに省令第13条第1項第1号口、第1号の2口及び第2項第1号イに規定する「主たる廊下その他の通路」とは、主たる廊下など、通路全般のことをいうものであること。

なお、「主たる廊下その他の通路」に接続して一体となっているエレベータホールは含まれるが、階段は含まれないこと。また、居室が主たる廊下その他の通路と一体となっている場合は、当該居室を準不燃材料とする必要があること。(第9-6図参照)



【第9-6図】

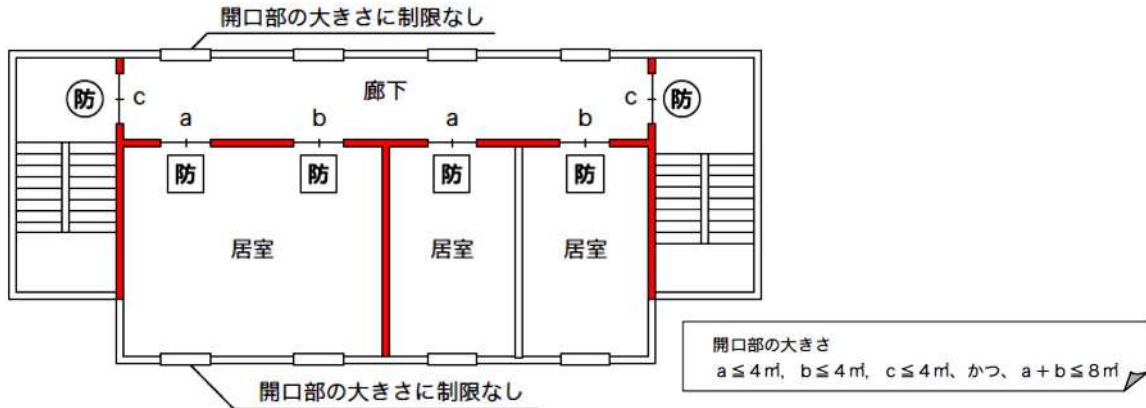
尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

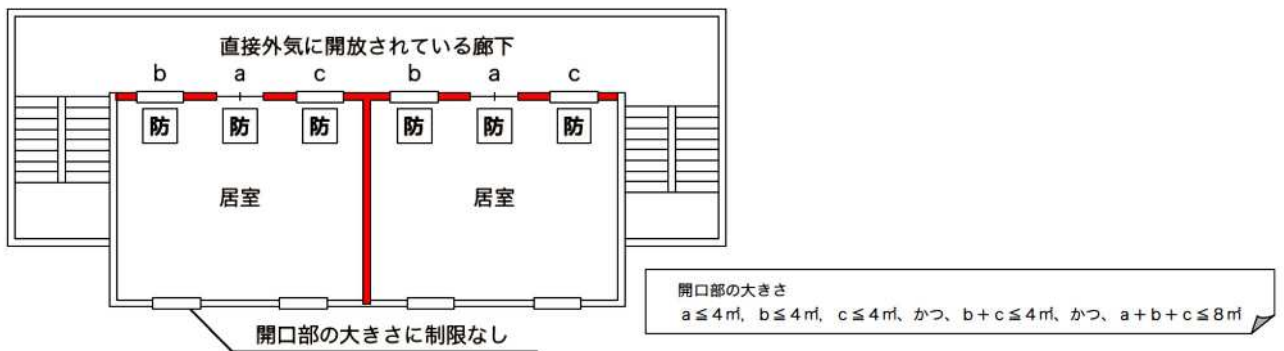
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

(9) 省令第12条の2第1項第1号ハ、同項第2号ハ並びに第13条第1項第1号ハ、第1号の2ハ及び第2項第1号ロに規定する開口部の面積は、第9-7図の例によること。

(常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）を設ける場合）



(常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸を設ける場合)

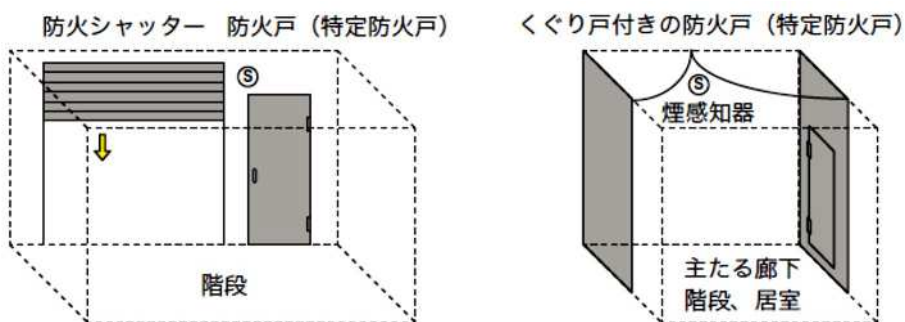


— : 12条の2区画又は13条区画 防 : 特定防火戸又は防火戸（防火シャッター不可）
 (防) : 特定防火戸又は防火戸（防火シャッター可）

【第9-7図】

(10) 省令第12条の2第1項第1号ニ、同項第2号ニ、第2項第2号及び第3項第3号並びに省令第13条第1項第1号ニ、第1号の2ニ及び第2項第1号ハに規定する「自動閉鎖装置付きのもの」とは、ドアクローザ、フロアヒンジ、ヒンジクローザ及び引戸クローザのもののうち、扉をある角度まで開け放った場合、開いたままの状態を保持する機能を有していないものをいう。

(11) 随時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火戸（特定防火戸）に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸（特定防火戸）とすること。（第9-8図参照）



【第9-8図】

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

(12) 省令第12条の2第1項第2号ニ並びに省令第13条第1項第1号ニ、第1号の2ニ及び第2項第1号ハに規定する「2以上の異なった経路により避難することができる」とは、居室において火災が発生した場合に、当該居室が存する階の居室に存する者が、当該階の居室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難することができることをいう。(第9-9図参照)

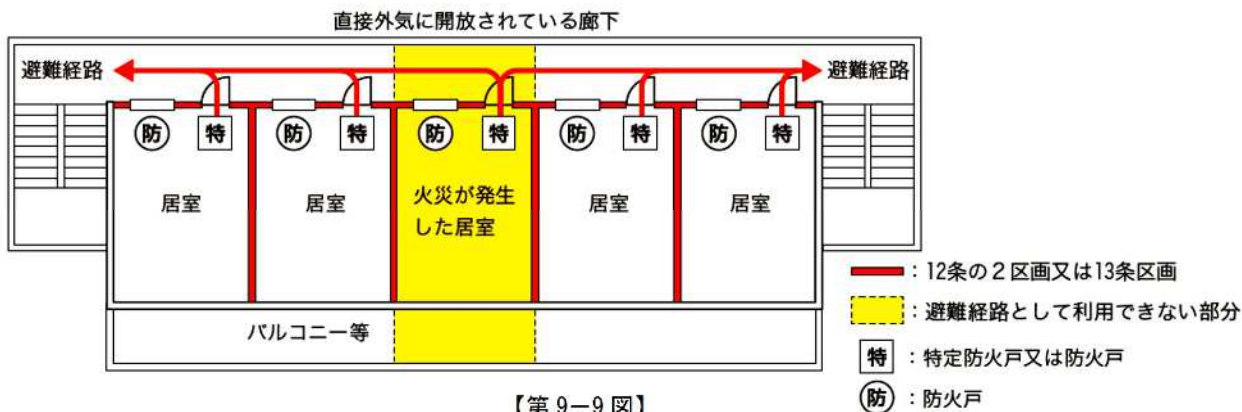
ただし、(13)に定めるバルコニー等が設けられている場合は、この限りでない。

なお、次に定める部分は、「避難経路」として利用できないものであること。

ア 火災が発生した居室

イ 直接外気に開放されている廊下の火災が発生した居室の幅員に相当する部分

ウ 火災が発生した居室のバルコニーその他これに類するもの(以下この項においてバルコニー等という。)



(13) 省令第12条の2第1項第2号ニ並びに省令第13条第1項第1号ニ、第1号の2ニ及び第2項第1号ハに規定する「2以上の異なった経路により避難することができる部分」には、次に掲げるバルコニー等も含まれること。(第9-10図参照)

ア バルコニー等に面する居室の外壁に、省令第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。

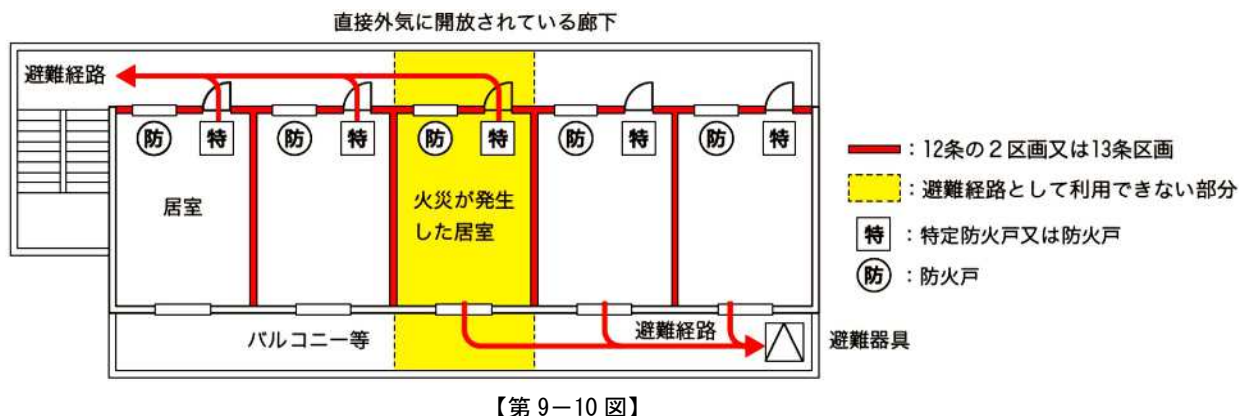
イ 直接外気に開放されているものであること。

ウ 避難上支障のない幅員及び手すりその他の転落防止のための措置を講じたものであること。

エ 他の居室のバルコニー等又は階段に接続しているものであること。

ただし、バルコニー等に設けられた避難器具により当該階の居室から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。

(バルコニー等に避難器具を設けたものの例)



(14) 政令第12条第1項各号に規定するスプリンクラー設備の設置を要する防火対象物において、省令第12条の2並びに省令第13条第1項及び第2項に掲げる方法で区画し、スプリンクラー設備を設けない部分について、当該防火対象物が政令第11条第1項に該当する場合は、屋内消火栓設備を設置する必要があること。

2 12条の2区画

政令第12条第1項第1号及び第9号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」は、省令第12

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

条の2各項に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じて、別図1により適用するものであること。

(1) 省令第12条の2第1項第1号

ア 適用できる防火対象物

基準面積が1,000㎡未満のもので、次に掲げる防火対象物又はその部分（第9～11図参照）

(7) 政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分

a 別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

b 別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

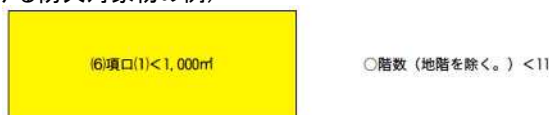
c 別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として省令第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が275㎡以上のものに限る。）

d 別表第1(10)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。

(イ) 政令第12条第1項第9号に掲げる防火対象物又はその部分

別表第1(16)の2項に掲げる防火対象物（政令第12条第1項第6号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

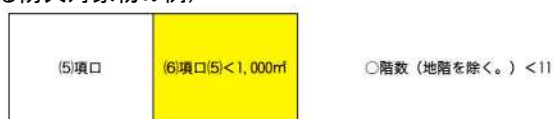
（政令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の例）



(注) 1 防火対象物の入居者、入所者又は宿泊者の利用する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が100㎡未満のものにおいて、一定の構造を有している場合は、省令第12条の2第2項を適用することができる。

2 地階を除く階数が11以上のものにおいては、13条区画とする必要がある。

（政令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物の例）



(注) 1 延べ面積が275㎡未満のものにおいて、一定の構造を有している場合は、省令第12条の2第3項を適用することができる。

2 地階を除く階数が11以上のもの又は特定用途部分の床面積の合計が3,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階においては、13条区画とする必要がある。

【第9～11図】

イ 構造の要件（別図2参照）

(7) 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

(イ) 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ただし、居室（もっぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。以下この項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が275㎡未満のものうち、(4)の例によるものにあつては、この限りでない。

(ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

(エ) (ウ)の開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のを設けたものであること。

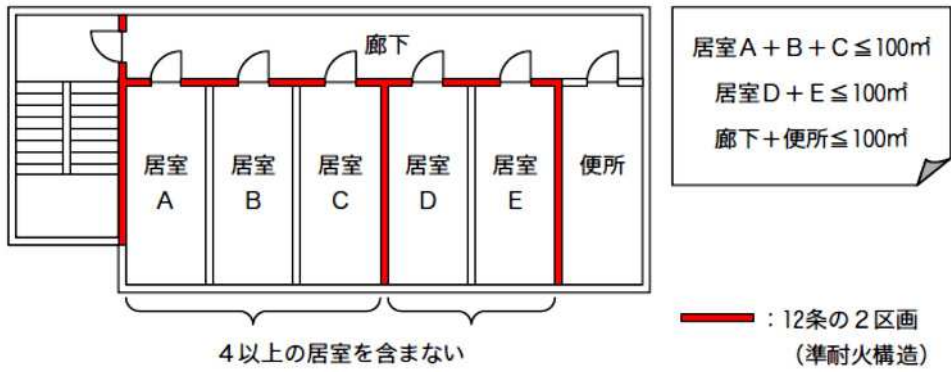
(オ) 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。（第9～12図参照）

この場合、一の住戸又は病室の用に供する部分に、複数の居室が存する場合においても4以上の居室を含まないこと。

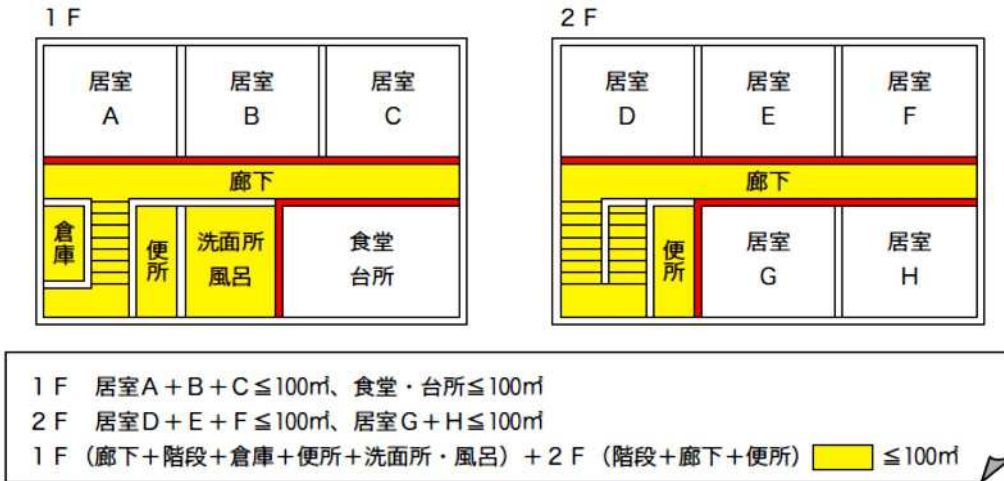
尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い



(2つの階を12条の2区画する場合の例)



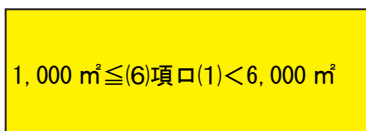
【第9-12図】

(2) 省令第12条の2第1項第2号

ア 適用できる防火対象物

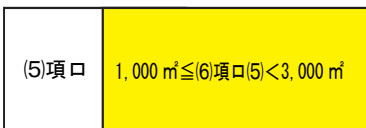
基準面積が1,000㎡以上のもので、前(1)アに掲げる防火対象物又はその部分(第9-13図参照)

(政令別表第1(6)項口(1)に掲げる防火対象物の例)



(注) 地階を除く階数が11以上のもの又は延べ面積が6,000㎡以上のものにおいては、13条区画とする必要がある。

(政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の例)



(注) 地階を除く階数が11以上のもの又は特定用途部分の床面積の合計が3,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階においては、13条区画とする必要がある。

【第9-13図】

イ 構造の要件(別図3参照)

(7) 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

(4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

- (ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
- (エ) (ウ)の開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (オ) 区画された部分すべての床の面積が200㎡以下であること。

(3) 省令第12条の2第2項

ア 適用できる防火対象物

政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物のうち、入居者、入所者又は宿泊者（以下この項において「入居者等」という。）の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が100㎡未満のもの（前(1)に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）（第9-14図参照）

なお、ここでいう「入居者等の利用に供する居室」については、居室のうち、職員が使用するための事務室、宿直室、会議室等を除くものであること（次の(4)において同じ。）。

（政令別表第1(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の例）

1階建ての場合



入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する場合（その1）



入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する場合（その2）



（注）12条の2区画（居室を準耐火構造の壁及び床で区画すること。）を要しない。

【第9-14図】

イ 構造の要件

次のいずれかに定めるところによるもの

- (ア) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。（別図4参照）
- (イ) (4)の例によるもの。

(4) 省令第12条の2第1項第1号ロただし書き及び第2項第2号

ア 適用できる防火対象物

入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、次のいずれかに掲げるもの（内装制限がなされていないものに限る。）

- (ア) 延べ面積が100㎡未満のもので、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物（第9-15図参照）

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

(イ) 延べ面積が275㎡未満のもので、前(1)アに掲げる防火対象物又はその部分



【第9-15図】

イ 構造の要件

(7) 前ア(7)に掲げる防火対象物（別図5図参照）

居室を壁、柱、床及び天井で区画し、出入口に戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けたもので、次のaからeまでに適合するもののうち、入居者等の避難に要する時間として、入居者等の避難に要する時間の算定方法を定める件（平成26年消防庁告示第4号。以下「避難告示」という。）で定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として避難告示が定める時間を超えないものであること。

なお、ここでいう「区画」とは、壁及び天井により構成されるものをいい、襖、障子、カーテン、パーティション等により間仕切りされるものは、これにあたらぬものであること。

a 省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

この場合、政令別表第1(6)項口に存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、省令第23条第4項第1号ニ(ハ)「厨房その他正常時において煙が滞留する場所」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。

b 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けたものであること。

なお、ここでいう「屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部」については、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用又は自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠するものであること。

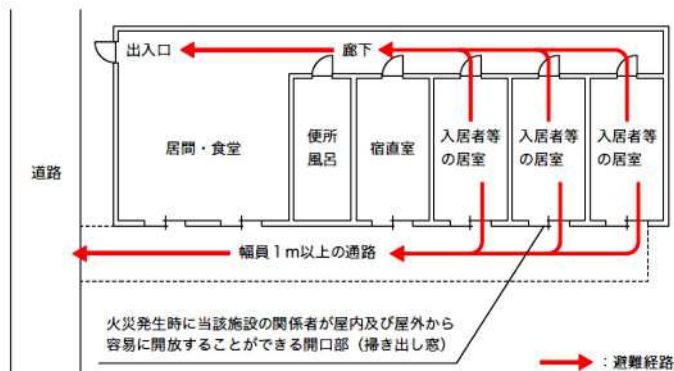
c bの開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。

d bの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

なお、ここでいう「入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない」開口部については、掃き出し窓であって、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものであること。

e 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

なお、ここでいう「2以上の異なった避難経路」については、当該防火対象物の廊下、玄関又は勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と前bにより設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいうものであること。（第9-16図参照）



【第9-16図】

(イ) 前ア(イ)に掲げる防火対象物

a (7)の規定の例によるものであること。

b 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

c 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であるこ

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

と。

d cの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のを設けたものであること。

e 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

ウ 入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。

なお、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定して算定するものであること。

(7) 入居者等が避難を開始するまでに要する時間

施設の延べ面積（単位 ㎡）の平方根を30で除して得た値（単位 分）

(イ) 入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間

次のaからcまでに掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間

a 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間

各居室からの避難経路上の移動距離を次の(a)から(c)までに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

なお、算定上の介助者は1人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えないものであること。

また、介助者は、事務室、宿直室、当直室等もつぱら当該施設の職員が使用することとされている居室のうち、最も滞在時間が長い居室を起点とした移動距離について算定することとし、当該居室内の最遠の部分の起点とし、起点からの経路にあつては最短経路とすること。その後、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。

(a) 介助者の移動速度（階段上り） 54m/min

(b) 介助者の移動速度（階段下り） 72m/min

(c) 介助者の移動速度（階段以外における移動） 120m/min

b 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間

介助用具等が必要な入居者等の数（2に満たない場合は2とする。）に0.5（単位 分）を乗じて得た時間を合算した時間

なお、ここでいう「介助用具」とは、車いすその他の避難の際にベット等から移乗を要する用具をいうものであること。

c 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間

各居室からの避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度（30m/min）で除して得た時間を合算した時間

なお、居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は省令第12条の2第2項第2号口の開口部から最遠の部分の起点とし、起点からの経路にあつては最短経路とすること。（第9-17図参照）

エ 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

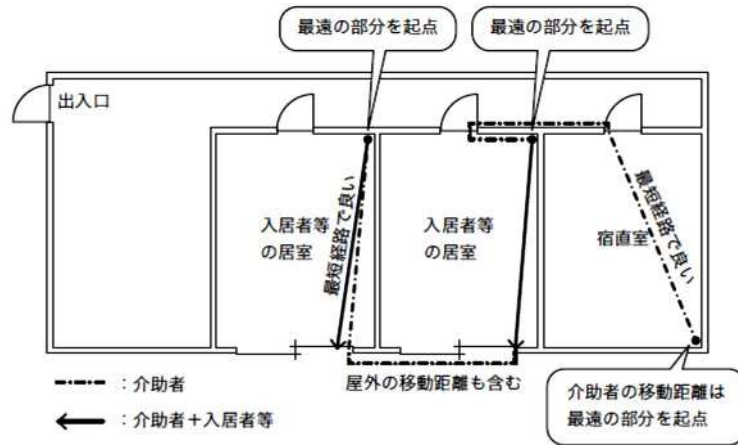
(7) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの（(ウ)に掲げるものを除く。） 4分

(イ) 次の式に当てはまるもの（(ウ)に掲げるものを除く。） 4分

$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^3$$

(ウ) (7)及び(イ)のいずれにも該当するもの 5分

(エ) (7)又は(イ)のいずれにも該当しないもの 3分



【第9-17図】

(5) 省令第12条の2第3項

ア 適用できる防火対象物

政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物（政令別表第1(ロ)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項口及び(6)項口に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）の部分で同号の規定を適用するものに限る。）のうち、延べ面積が275㎡未満のもの（前(1)に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この項において「特定住戸部分」という。）（第9-18図参照）

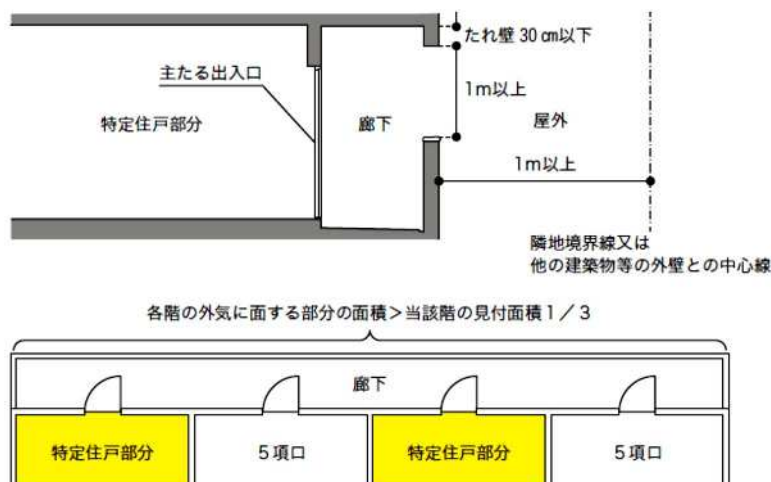


【第9-18図】

イ 構造の要件（別図6参照）

- (ア) 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (イ) 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

なお、ここでいう「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」については、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうものであること。（第9-19図参照）



【第9-19図】

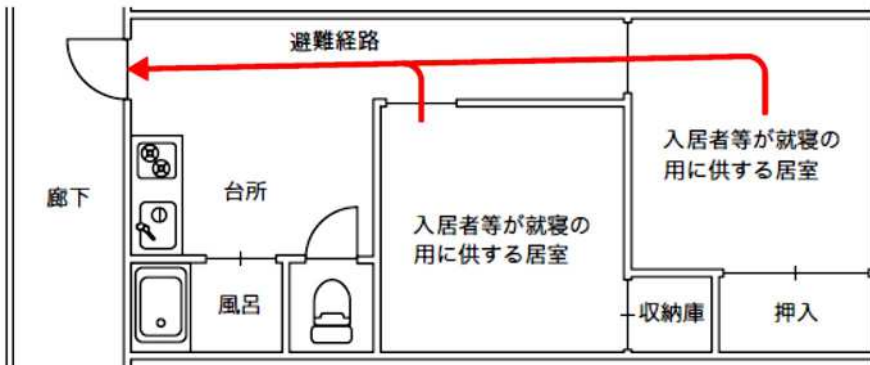
尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

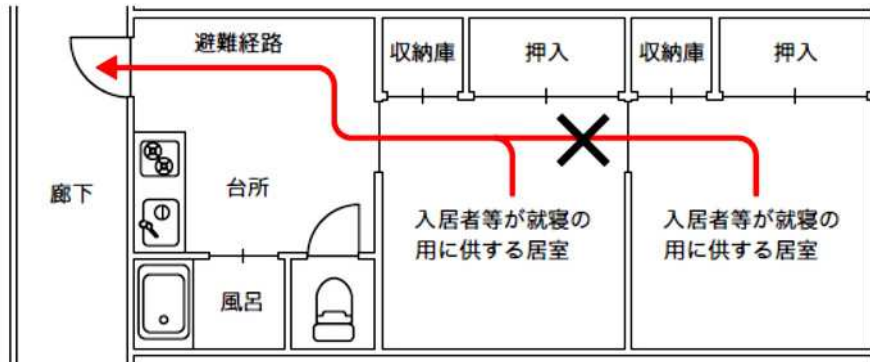
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

- (ウ) 前(イ)の主たる出入口は、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のを設けたものであること。
- (エ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前(イ)の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
- (オ) 前(イ)の廊下に通ずる通路を次に定めるところにより設けたものであること。
 - a 居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものであること。（第9-20図参照）
 なお、ここでいう「居室」とは、入居者等が就寝の用に供する居室及び当該施設の宿直室及び当直室として使用する居室をいい、当該施設の事務室、台所、入居者等の食事に供する室、入居者等の団らんに用いられる室を除くものであること。
 - b 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、常時閉鎖式の戸（不燃材料で造られたものに限る。）を設けたものであること。

（居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものの例）



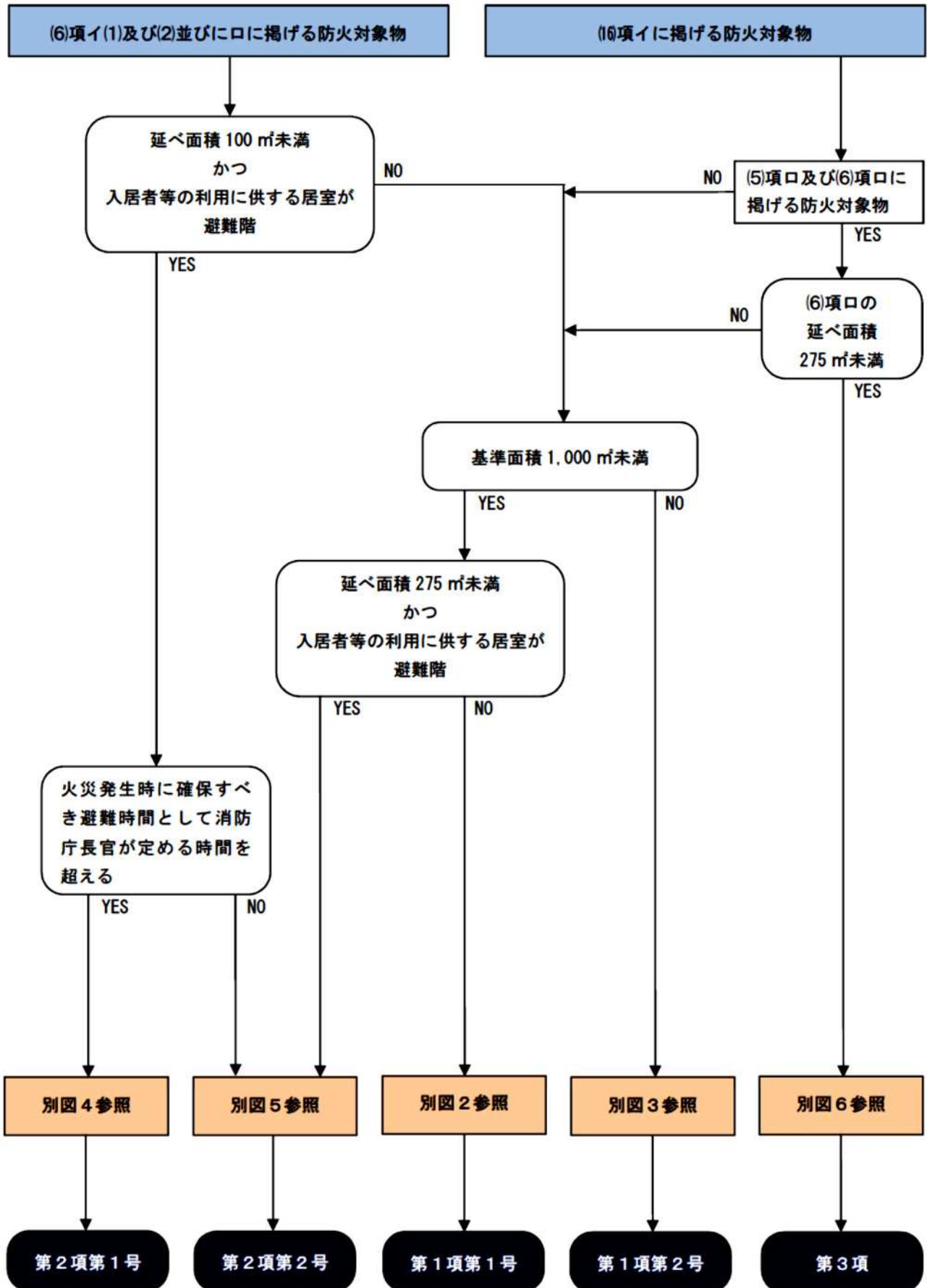
（居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものの例）



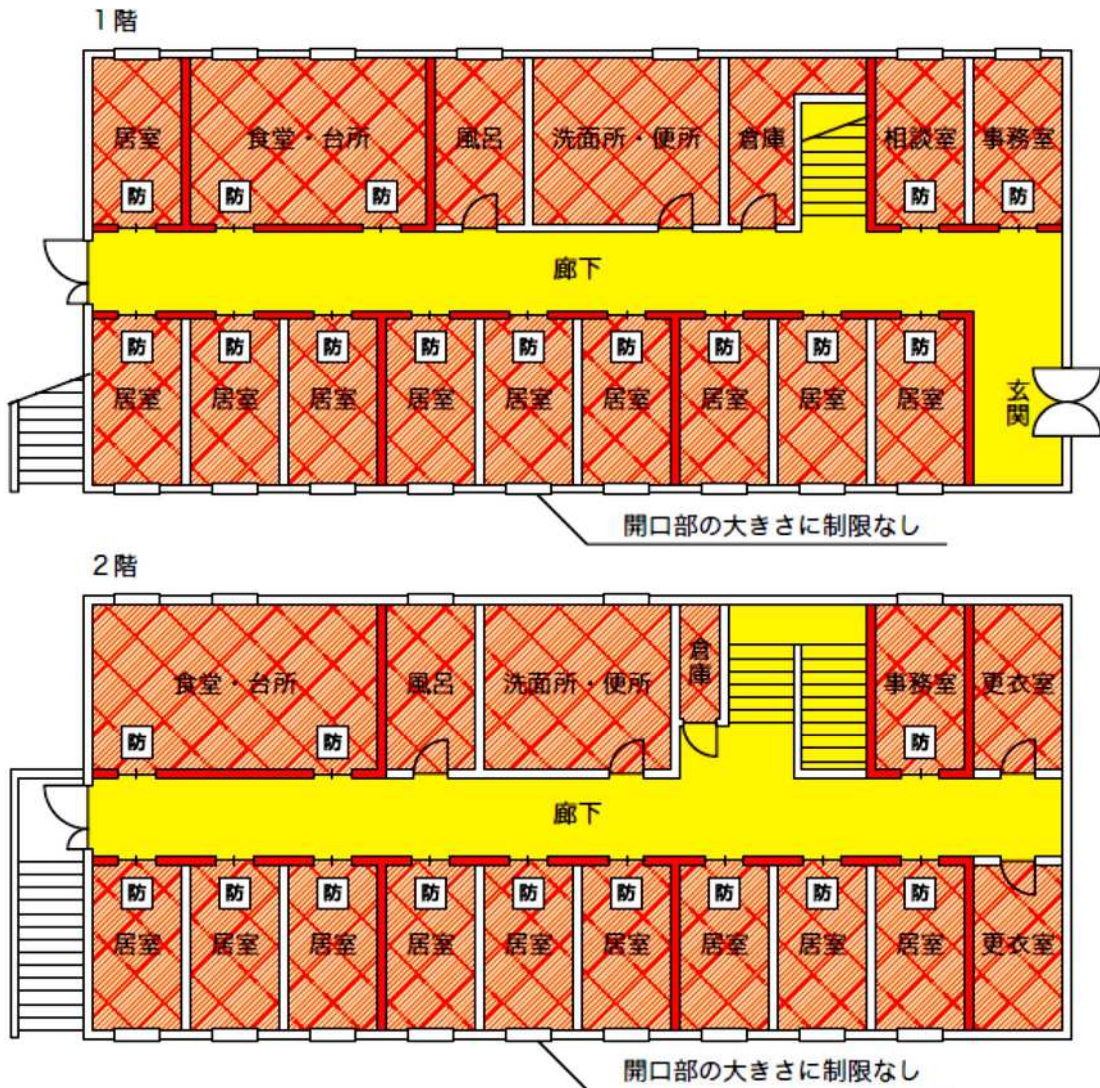
【第9-20図】

- (カ) 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
 この場合、特定住戸部分の各住戸に存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、省令第23条第4項第1号ニ(ハ)「厨房その他正常時において煙が滞留する場所」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。
- (キ) 特定住戸部分の各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

別図1



別図2 省令第12条の2第1項第1号



- ① 居室を準耐火構造の壁及び床で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
- ⑤ 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まない。

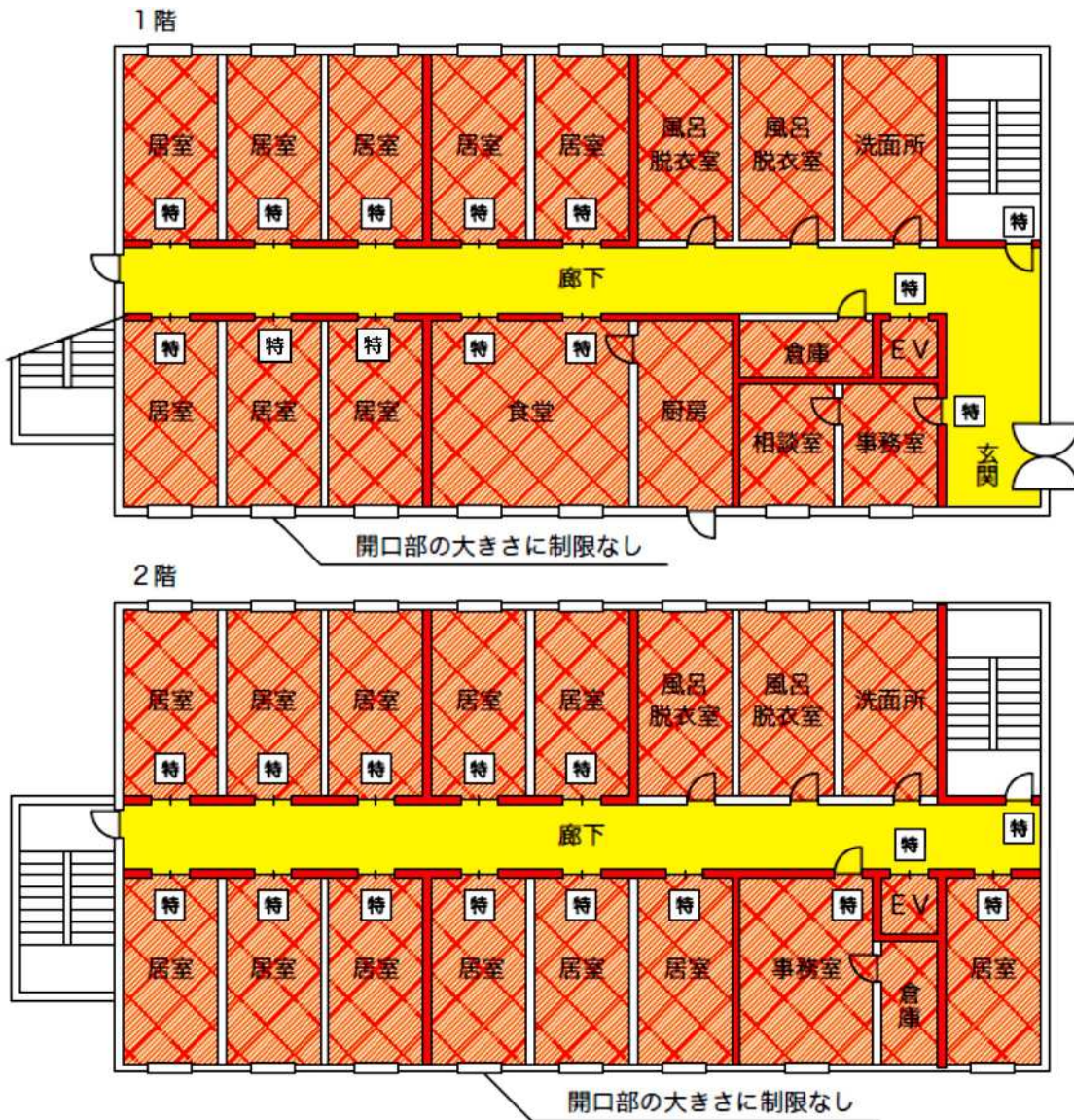
※上図のように、1Fと2Fが12条の2区画されていない場合

1F玄関、廊下、倉庫、洗面所・便所及び風呂並びに2F廊下、更衣室、倉庫、洗面所・便所及び風呂を一の区画(居室を含まないこと。)とみなし、面積が100㎡以下としなければならない。

凡例

	12条の2区画(準耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸		難燃材料

別図3 省令第12条の2第1項第2号







- ① 居室を耐火構造の壁及び床で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
- ⑤ 区画された部分すべての床の面積200㎡以下

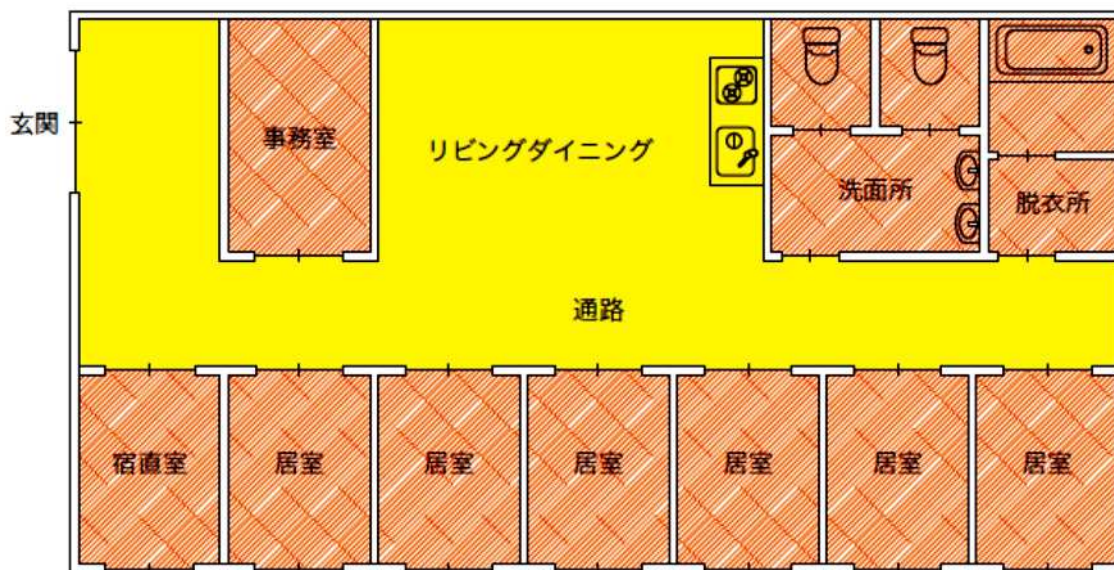
※1F 玄関+廊下+(風呂・脱衣室)×2+洗面所+倉庫 ≤ 200㎡ (居室を含まないこと。)

2F 廊下+(風呂・脱衣室)×2+洗面所 ≤ 200㎡ (居室を含まないこと。)

凡例

	12条の2区画 (耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特防火戸		難燃材料

別図4 省令第12条の2第2項第1号

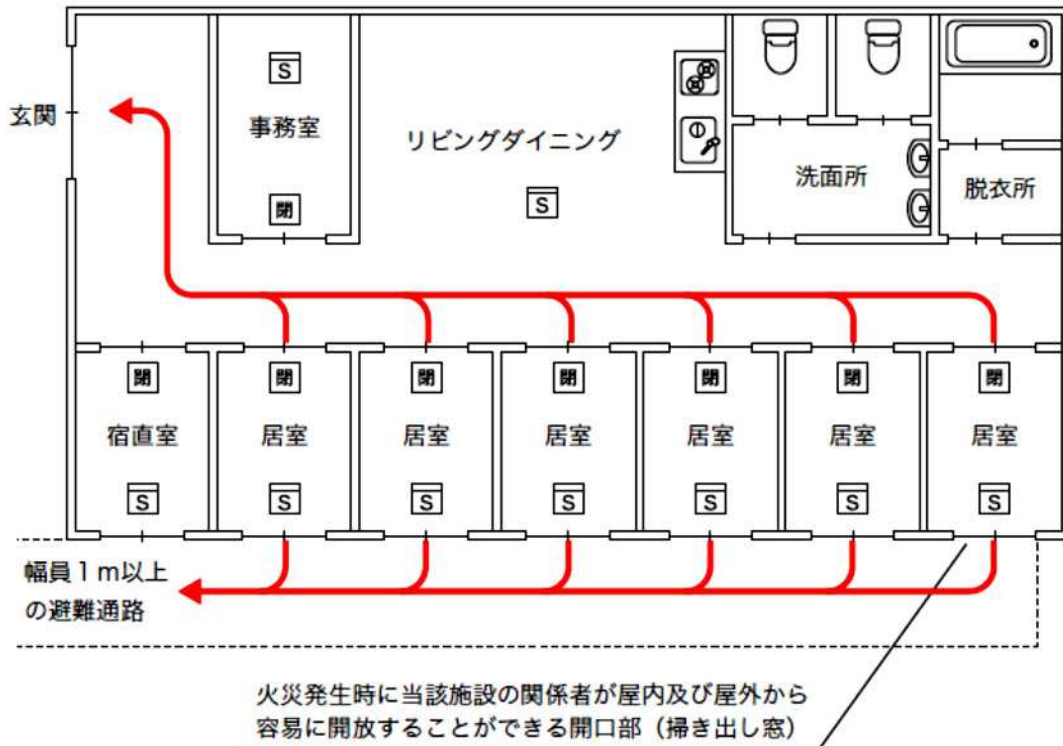


- ① 入居者等の利用に供する居室が避難階のみ
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・ その他の部分 難燃材料

凡例

	準不燃材料		難燃材料
--	-------	--	------

別図5 省令第12条の2第2項第2号



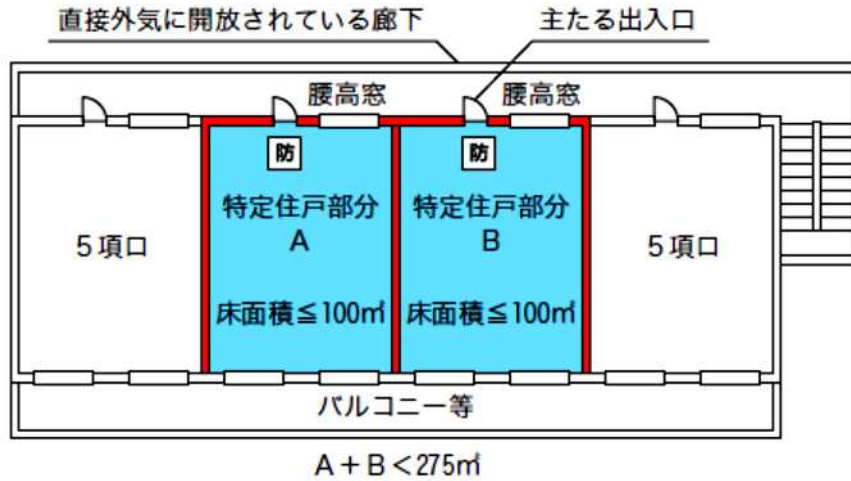
(注)居室：入居者等の居室

- ① 入居者等の利用に供する居室が避難階のみ
- ② 避難告示で定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として避難告示が定める時間を超えない。(内装制限を要しないための検証)
- ③ 居室を壁、柱、床及び天井で区画
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式の戸
- ⑤ 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器
- ⑥ 入居者等の居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部
- ⑦ ⑥の開口部は、幅員1m以上の避難通路に面している。
- ⑧ ⑥の開口部は、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない。
- ⑨ 入居者等の居室から2方向避難

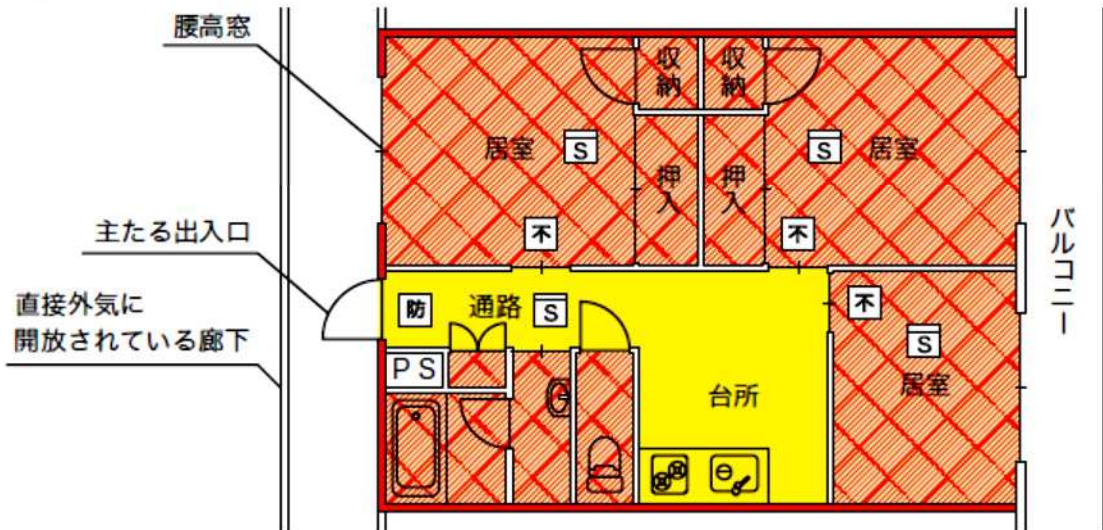
凡例

閉	常時閉鎖式の戸	S	煙感知器
---	---------	---	------

別図6 省令第12条の2第3項



(特定住戸部分拡大図)



- ① 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画
- ② 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面している。
- ③ ②の主たる出入口は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
- ④ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・廊下に通ずる通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ⑤ 廊下に通ずる通路
 - ・居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しない。
 - ・居室の廊下に通ずる通路に面するものは、不燃材料で造られた自動閉鎖付きの戸
- ⑥ 居室及び通路に煙感知器
- ⑦ 特定住戸部分の各住戸の床の面積が 100 m²以下

凡例

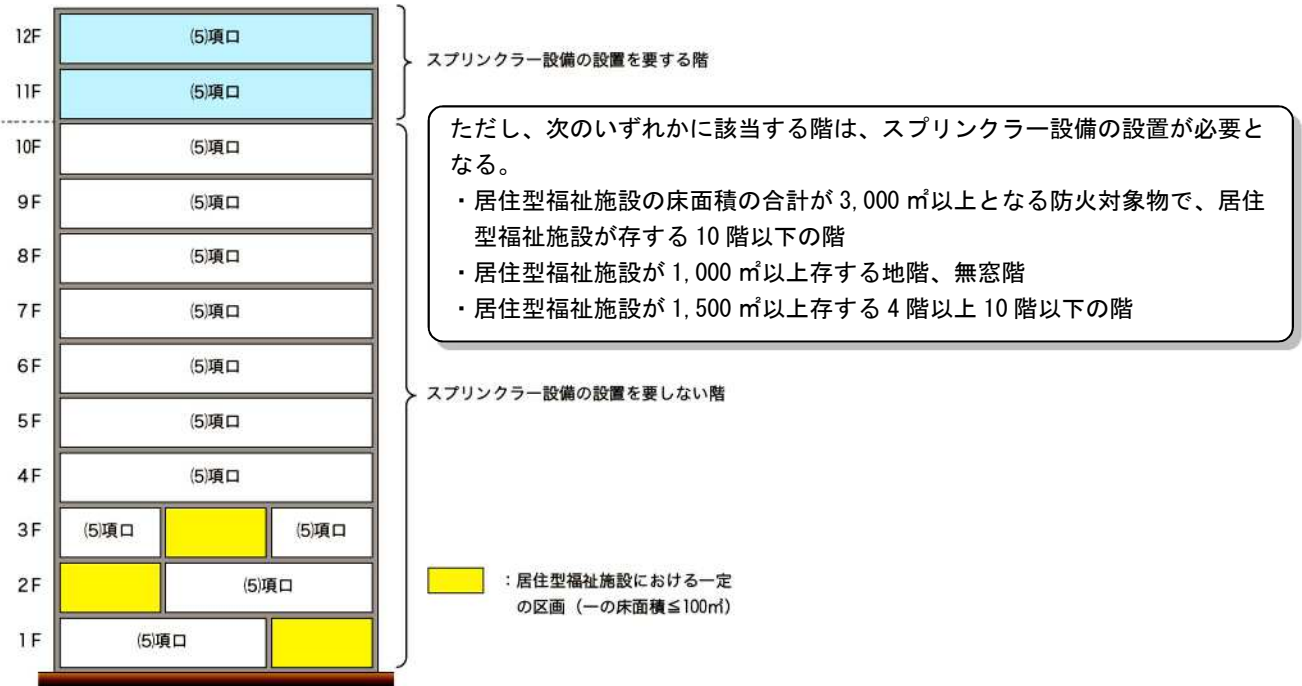
	12条の2区画（準耐火構造）		準不燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸		難燃材料
	常時閉鎖式の不燃扉		煙感知器

3 13条区画

(1) 省令第13条第1項第1号

ア 適用できる防火対象物

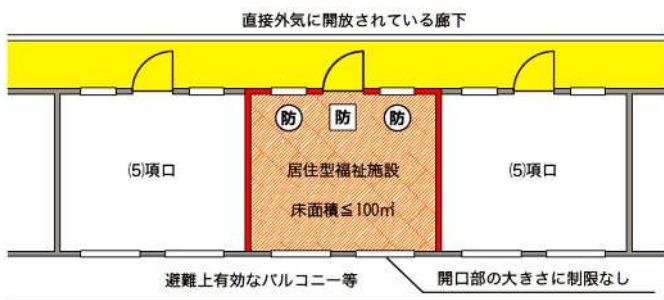
政令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この項において「居住型福祉施設」という。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、イに定めるところにより、居住型福祉施設の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階（第9-21図参照）



【第9-21図】

イ 構造の要件（第9-22図参照）

- (7) 居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
- (4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- (ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
- (エ) (ウ)の開口部については、防火戸（3階以上の階に存する開口部にあっては特定防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入り口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (オ) 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であること。








尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

- ① 準耐火構造（3階以上の場合は耐火構造）で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・ その他の部分 難燃材料
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上の場合は特定防火戸）
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ⑤ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸を設ける場合の条件
 - ・ 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面していること
 - ・ 2以上の異なった経路により避難できる部分の出入口以外の開口部
 - ・ 開口部の面積の合計が4㎡以内
- ⑥ 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下

凡例

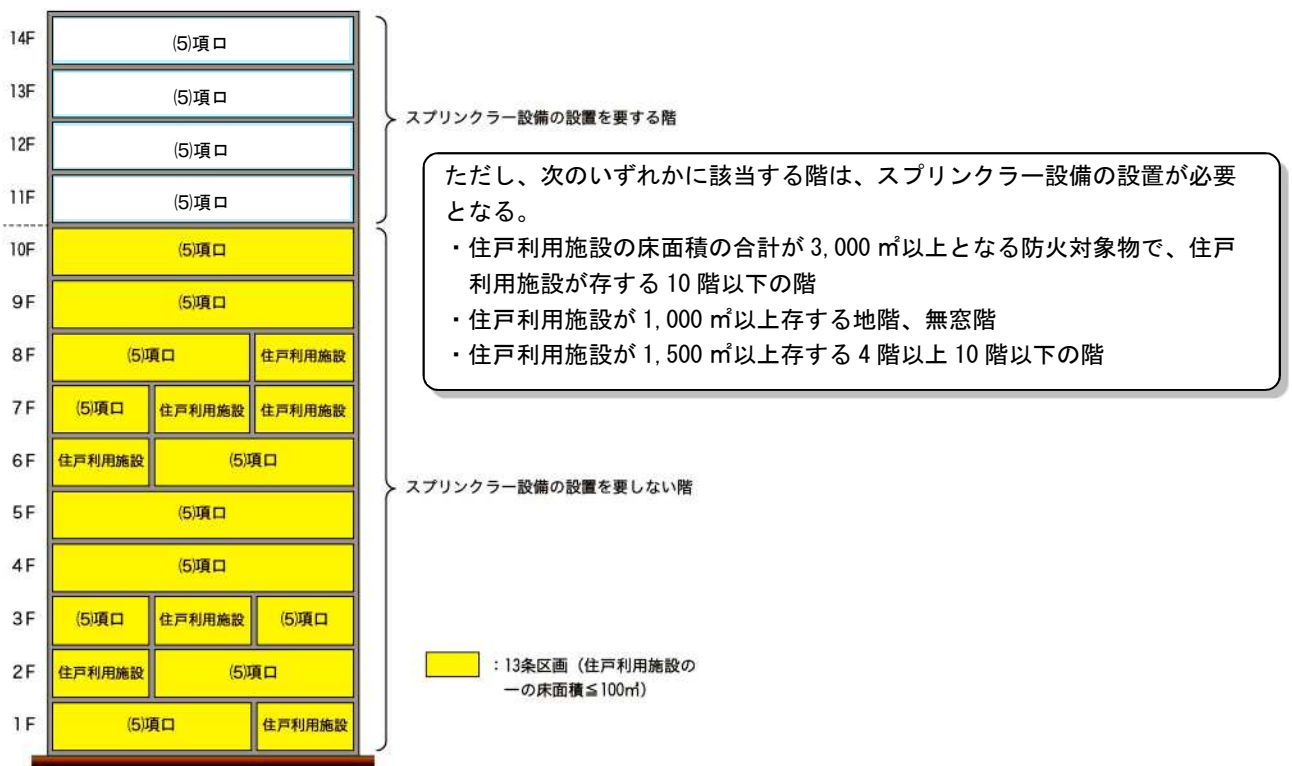
	準耐火構造（3階以上は耐火構造）		準不燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上は特定防火戸）		難燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸		

【第9-22図】

(2) 省令第13条第1項第1号の2

ア 適用できる防火対象物

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イ及び居住型福祉施設（以下この項において「住戸利用施設」という。）並びに同表(5)項ロの用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、イに定めるところにより、10階以下の階に住戸利用施設の用途に供される部分及び同表(5)項ロの用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階（第9-23図参照）



【第9-23図】

イ 構造の要件（第9-24図参照）

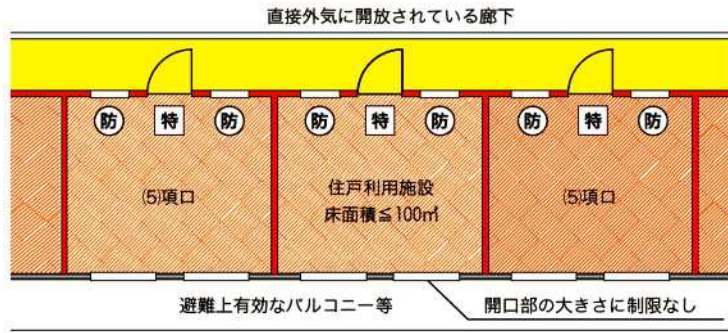
- (7) 居室を、耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (1) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

- (ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m²以下であること。
- (イ) (ウ)の開口部については、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m²以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (オ) 住戸利用施設の各独立部分の床の面積がいずれも 100 m²以下であること。



- ① 居室（(5)項口の用途に供される部分を含む。）を耐火構造で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・ その他の部分 難燃材料
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸
- ④ 開口部の面積の合計が 8 m²以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m²以下
- ⑤ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸を設ける場合の条件
 - ・ 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面していること
 - ・ 2以上の異なった経路により避難できる部分の出入口以外の開口部
 - ・ 開口部の面積の合計が 4 m²以内
- ⑥ 住戸利用施設の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。）の床の面積がいずれも 100 m²以下

凡例

	耐火構造		準不燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸		難燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸		

【第9-24図】

(3) 省令第13条第2項

ア 適用できる防火対象物

主要構造部を耐火構造とした防火対象物（政令別表第1(2)項、(4)項及び(5)項口に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物で同表(2)項、(4)項又は(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分

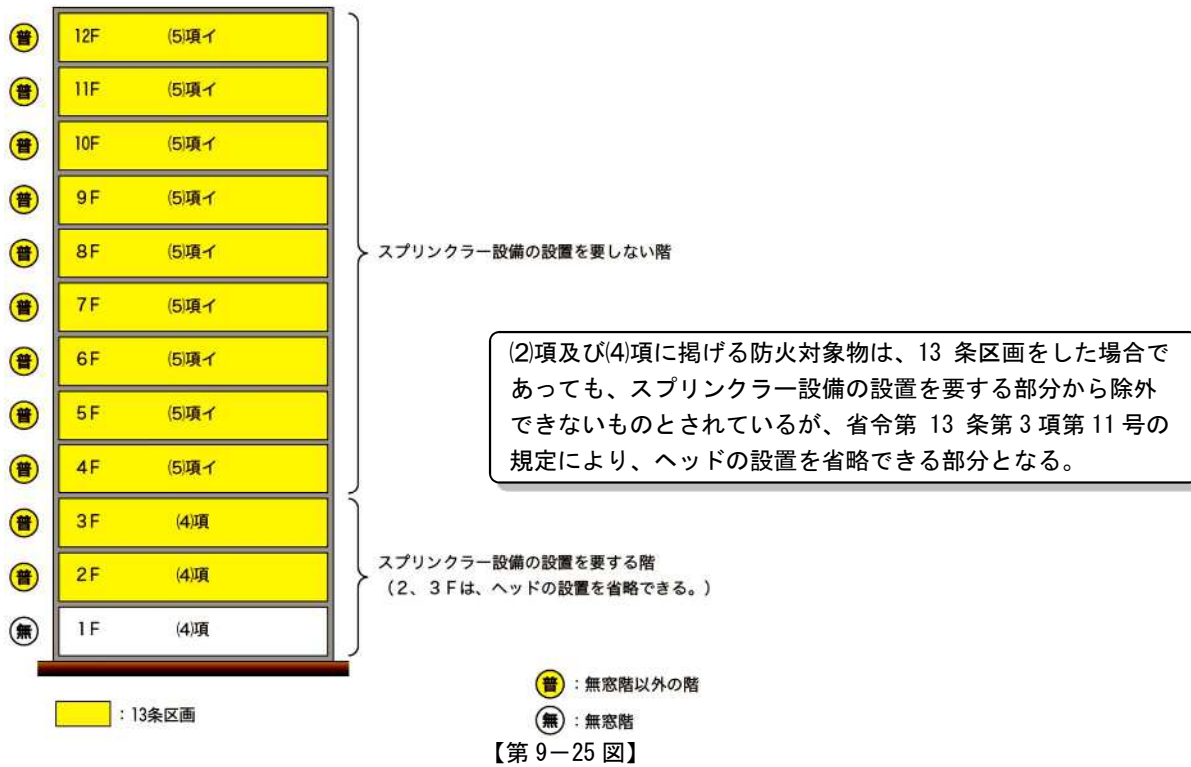
なお、政令別表第1(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物は、13条区画をした場合であっても、スプリンクラー設備の設置を要する部分又は設置基準の床面積から除外できないものとされているが、省令第13条第3項第11号の規定により、スプリンクラーヘッド（以下この項において「ヘッド」という。）の設置を省略できる部分となること。（第9-25図参照）

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

(政令第12条第1項第3号の防火対象物)



スプリンクラー設備の設置基準の床面積から13条区画された部分を除外できるものとされているが、当該13条区画以外の部分の床面積の合計が、政令第12条第1項に該当する場合は、13条区画された部分を含め、スプリンクラー設備を設けなければならないこと。(第9-26図参照)

ただし、省令第13条第3項第11号の規定により、主要構造部を耐火構造とした次に掲げる防火対象物の階(地階又は無窓階を除く。)の部分(政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)で、13条区画に該当するものは、ヘッドの設置を省略できる部分となること。

(7) 政令第12条第1項第3号及び第11号の防火対象物(政令別表第1(2)項、(4)項及び(10)項イに掲げるものに限る。)

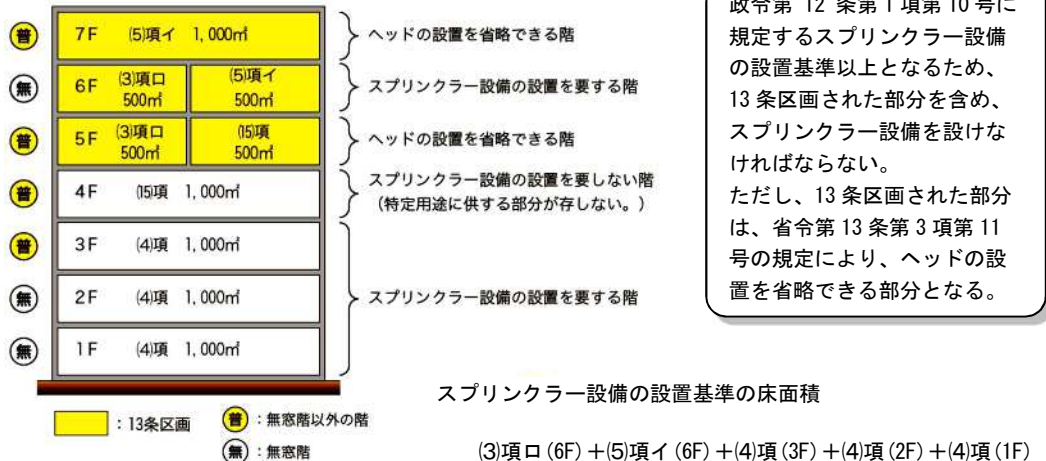
この場合、政令第12条第1項第3号の政令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物の10階以下の階に適用する場合の省令第13条第2項第1号の構造の要件にあっては、次によること。

- a 特定用途に供される部分が存する階 床面積 200㎡以下で区画
- b 特定用途に供される部分が存しない階 床面積 400㎡以下で区画

(4) 政令第12条第1項第4号及び第10号の防火対象物

(7) 政令第12条第1項第12号の防火対象物(政令別表第1(10)項口に掲げるものに限る。)

(政令第12条第1項第10号の防火対象物)



尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

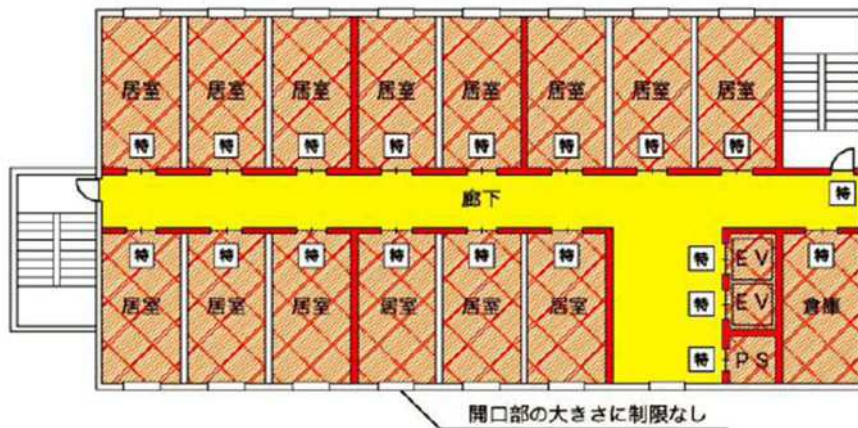
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

イ 構造の要件 (第9-27 図参照)

(7) 耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの

- a 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- b 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m²以下であること。
- c bの開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m²以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- d 床面積が、防火対象物の 10 階以下の階にあっては 200 m²以下、11 階以上の階にあっては 100 m²以下であること。

(4) 耐火構造の壁及び床で区画された廊下で、前(7) a 及び c に該当するもの



○耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの

- ① 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ② 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m²以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m²以下
- ③ ②の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッター不可)
- ④ 床面積が、防火対象物の 10 階以下の階は 200 m²以下、11 階以上の階は 100 m²以下

○耐火構造の壁及び床で区画された廊下で、①及び③に該当するもの

凡例

	13条区画 (耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸		難燃材料

【第9-27 図】